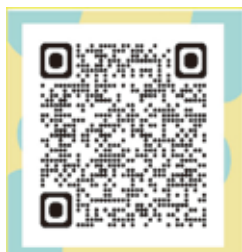


県では

安全安心のための情報を発信しています

福井県インターネット
安心安全通信HP



フィルタリング有効化措置など、インターネット安全利用のための発信を行っています。

安全安心ふくい



安全・安心に暮らすための方法やアドバイスの発信を行っています。

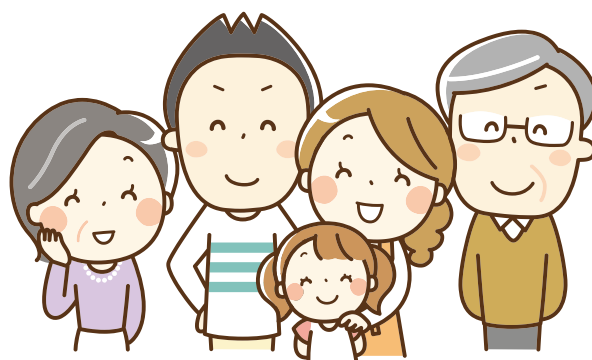
福井県の

第③日曜日は「家庭の日」家族ふれあいデー

次の世代を担う青少年を、健やかに育てる基盤は、まず家庭であり、家庭が、「憩いの場、教育の場、明日の力を生み出す場」となるよう促進するため、昭和42年に福井県青少年愛護条例で、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

福井県と青少年育成福井県民会議では、平成20年度から「家族ふれあいデー」のサブタイトルをつけ、「家庭の日 家族ふれあいデー」として、家族とのふれあい時間（家族時間）をふやす運動を推進しています。

「家庭の日」に無料開放される県立施設や県内協力店舗の家族への特典等については右記の二次元コードまたは検索を！



「家庭の日」家族ふれあいデー | 福井県ホームページ

検索

県民の皆様へ

福井県青少年愛護条例が改正されました

令和7年7月施行

改正のポイント

1 「青少年」の定義が変わります

「青少年」は「18歳に達するまでの者」

▶ 未就学児も「青少年」に含まれます

2 民泊業の方に関係者への届出規定(注)を拡大します

(注) 青少年が保護者の同伴なく宿泊し、その言動に不審な点があると認めた場合に、健康福祉センター所長等関係者に届け出るように努めていただく規定

そもそも

福井県青少年愛護条例とは？

青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な成長を阻害する行為から保護し、**青少年の健全な育成を図る**ため、福井県では「福井県青少年愛護条例」を制定しております。

福井県青少年愛護条例の中では、「県民の責務」として

- 有害図書等に係る努力義務
- 深夜営業施設への立入制限
- 青少年を深夜（午後11時から午前4時までの間）に外出させないための努力義務
- 青少年がインターネット上の有害情報を閲覧させないための義務

等を定めています。

すべての県民に、青少年の健全育成と福祉の向上に努めることが求められています。

未就学児への保護が拡充します

深夜外出の制限

保護者の方は、特別な事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時までの間、以下同じ)に外出させないように努めなければなりません。

※「特別の事情」とは社会通念上相当と認められる事情で、夜学、夜勤等が想定されます。



深夜における営業施設への立ち入り禁止

深夜においてカラオケボックス、まんが喫茶およびインターネットカフェに青少年を立ち入らせることは禁止されていることから、保護者の方は深夜に同施設を利用しない、させないでください。

保護者が同伴していても、立入制限の対象となります。



その他

- 有害興行の観覧の禁止
- 有害図書の販売等の禁止
- 有害玩具刃物類の販売等の禁止
- 入れ墨の禁止

など、禁止規定に未就学児の保護が拡大されます。



条例の詳しい内容は
こちらをご確認ください

優良興行・優良図書等の推奨

青少年の健全育成に有益である興行や図書等を推奨します

優良図書指定(例)



優良興行指定(例)



青少年のインターネット利用に係る規定

インターネットの利用に係る保護者等の責務

インターネット上の有害情報から青少年を守るため、保護者、学校の関係者、青少年が勤務する職場の関係者等に、それぞれの立場に応じて果たすべき努力義務を示しています。

保護者・学校関係者・青少年育成関係者の努力義務

青少年がインターネットを利用するに当たって、有害情報を閲覧または視聴することがないように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する判断能力を育成するため、啓発および教育に努めなければなりません。

事業者の努力義務

- **公共施設やインターネットカフェ等の事業者**は、フィルタリングソフトの活用等により、有害情報を青少年が閲覧または視聴することを防止するように努めなければなりません。
- **インターネットプロバイダ、パソコン、携帯電話機などの販売・貸付等を行う事業者**は、その事業活動を行うときは、フィルタリングソフトなどに関する情報を提供するように努めなければなりません。

フィルタリングとは

青少年をインターネット上の違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用するための手助けをしてくれるサービスです。



携帯電話インターネット接続契約に係る義務

青少年が使用するスマートフォン等のインターネット接続サービスの契約に関して、インターネット上の有害情報等から守るフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を積極的に行うため、保護者、事業者等に対してそれぞれ果たすべき義務を示しています。

携帯電話事業者等(販売店・代理店含む)の義務

携帯電話インターネット接続の契約の際、使用者が青少年である場合、青少年またはその保護者に対し、書面により以下の説明をしなければなりません。

- 青少年が有害情報を閲覧する可能性が生ずること
- 犯罪による被害を受けるおそれがあること
- フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の必要性および内容

携帯電話事業者は、インターネット接続に伴う危険性について十分説明し、それでもなお保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申し出があった場合は、その理由などが記載された書面の提出を受け、その書面を一定期間(契約が終了する日又は青少年が満18歳に達する日まで)保存しなければなりません。

保護者の義務

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出およびフィルタリング有効化措置の設定を希望しない旨の申し出をするときは、申し出の理由などを記載した書面を携帯電話事業者等に提出しなければなりません。

